

北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会 規約

平成 31 年(2019 年) 4 月 28 日 改訂

第 1 条 (名称)

この会は「北海道潰瘍性大腸炎・クローン病友の会」(略称：北海道 IBD)と称します。

第 2 条 (事務局)

この会の事務局は札幌市豊平区平岸 3 条 5 丁目 7-20 リンゴ公園ハウス 308 (IBD 会館)におきます。

第 3 条 (目的)

会員相互の励ましと協力を基に、この病気に苦しむ仲間の生活と働く権利を守り、明るい療養と社会生活を目指して患者会の 3 つの役割を実践し、潰瘍性大腸炎・クローン病の原因究明・予防法・治療法の確立を願い、医療と福祉の充実向上、就学、就労支援を働きかけます。

患者会の 3 つの役割

- 1 病気を正しく知ろう
- 2 病気に負けないように
- 3 本当の社会福祉を作るために

第 4 条 (活動)

前項の目的を達成するために次の活動を行います。

- ① 潰瘍性大腸炎・クローン病の患者及び家族を中心に相互の交流を行い、この病気の学習と親睦を深め、療養生活の向上を進めます。
- ② この病気に苦しむ患者と家族のために医療と社会保障や就労・就職環境の充実のため、他の患者・家族団体と連帯して活動します。
- ③ 潰瘍性大腸炎・クローン病に対する社会の認識を深める活動をします。
- ④ その他、目的達成のために必要な活動をします。

第 5 条 (会員)

この会の会員は、会の目的に賛同し共に活動に参加する次のものとします。

- ① 正会員：潰瘍性大腸炎とクローン病の患者および家族。
- ② 准会員：正会員以外の個人。
- ③ 子会員：正会員ないし准会員の家族で、機関誌定期購読を希望する個人。
- ④ 賛助会員：正会員以外の法人・団体・賛助を希望する個人。

なお、入会は文書による申し込みとします。

また、退会は文書による申し出とし、申し出のない限りは会員継続としま

す。ただし、処分による退会はこの限りではありません。退会時には、会費の未納分を清算することとします。

会費2年以上の未納者は休会の扱いとし、会費納入までは非会員と同等の扱いとします。

第6条（機関）

この会の運営のため次の機関をおきます。

- ① 総会
- ② 運営委員会

第7条（役員）

この会の役員は次のとおりとします。

会長（1名） この会を代表します。

副会長（若干名） 会長を補佐し、必要なときは任務を代行します。

事務局長（1名） 日常の会活動の諸連絡、会計や資料・財産の保管などを行います。

事務局次長（若干名） 事務局長を補佐し、必要なときに任務を代行します。

運営委員（若干名） 会の活動および業務について、随時種々の仕事を分担します。

監査（2名） 会計及び会の運営を監査します。

難病連役員・委員（若干名） 会を代表して難病連の会合に参加します。友の会役員と兼任します。

顧問（必要に応じて若干名） 会長・事務局長の補佐として対外活動等の業務を行います。また学識経験者等を迎えることができます。

事務局長（会計担当）及び監査は、難病連役員・委員以外の役員を兼ねることができません。

第8条（役員選出と任期）

役員は総会で選出します。任期は2年として再任は妨げられません。

第9条（総会）

総会はこの会の最高議決機関であり、全会員で構成し毎年1回開きます。

第10条（総会の任務）

- ① 経過報告、会計（決算）報告の承認
- ② 活動方針、予算の決定
- ③ 役員を選出
- ④ その他、重要事項の審議決定

第 11 条（議決）

総会の議決は出席の正会員・准会員の合意で成立します。また、委任状の提出があれば出席会員とします。

第 12 条（運営委員会）

役員によって構成し、総会の決定に基づき会を運営します。

第 13 条（資金および会計年度）

この会の運営資金は会費、助成金および寄付金、事業に伴う収入で賄います。会計年度は4月1日より翌年3月31日とします。

第 14 条（会費）

正会員・准会員

入会金は1,000円、会費は一家族年間(当年度)3,600円とします。

子会員

入会金は無料、会費は一子会員につき年間(当年度)1,200円とします。

賛助会員

入会金は1000円、会費は一法人・団体・個人とも年間（当年度）一口10,000円とします。

なお、会費には、機関誌代(一部)を含みます。

第 15 条（禁止事項）

以下の行為をした会員及び関与した会員に対し、運営委員会は当該行為の停止勧告や退会などの処分を行います。退会処分を行った場合は、総会にて報告します。

- ① 本会会員名簿などの個人情報及び記録帳簿類の無断公表、故意的な漏えい、目的外使用
- ② 本会会員及び関係者に対するハラスメント行為
- ③ 特定の宗教、政党への勧誘
- ④ 本会に無断で行う物品販売や営利的活動
- ⑤ その他、本会の目的に反すると思われる行為

第 16 条（加盟）

この会は会の目的の達成と道民の医療・福祉向上のために、『一般財団法人北海道難病連』の疾病部会として加盟し、他の加盟団体と協力して活動します。

この会の目的達成とIBD患者の医療・福祉向上のために『NPO-IBD ネットワーク』に登録(加盟)し平素の情報交換と交流、その他必要な活動を行います。

(付則)

この会則は平成2年(1990年)4月8日をもって発効します。

この会は必要に応じて地域に支部を置くことができます。支部の会則はこの会則に準じます。

支部立上げや再開時は、方針及び予算案、役員候補について事前に運営委員会の了承を得ることとします。

定期支部総会に提案する内容は、事前に会長の了解を得ることとします。

やむを得ない事情により支部の円滑な運営が行えなくなるおそれが生じた場合、支部は速やかに会長に報告することとし、会長は支部に対して助言や助力を行います。

一部改訂：

1992年4月2日

1997年4月13日

1999年4月11日

2008年4月12日

2010年4月17日

2011年4月17日

2012年4月17日

2013年4月14日

2019年4月28日